

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學140周年記念誌

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-11-27 キーワード (Ja): 377.28, 国学院大学 コクガクインダイガク キーワード (En): 作成者: 國學院大學 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001192



事業、行事・出来事

役員の選任 —174

危機管理体制 —175

運営に関する
各種取り組み —177

記念賞 —182

財務状況・資産状況 —183

事業会社の設立 —185

連携・協定 —186

諸外国との連携・協定 —191

國學院大學幼児教育
専門学校の閉校 —194

みちのきち事業 —195

祭祀 —196

東京2020オリンピック・
パラリンピック競技大会
への協力体制 —198

消費税増税 —200

弔事など —201



この10年、学校法人國學院大學は法人の基盤を整備し、ガバナンスを強化し、計画的にさまざまな事業を展開してきた。またステークホルダーに対する説明責任を果たす運営に努めている。令和3年には、事業会社「株式会社アローズ・ケイ・渋谷」を設立し、法人・大学が地域社会とともに発展するべく、段階的にさまざまな事業に取り組んでいる。

役員の選任



理事長就任・再任

平成27年（2015）度の第1回理事会を4月8日に開催し、平成22年に理事長に就任した坂口吉一理事長の任期満了にともなう理事長の互選をおこない、坂口理事長が再選した。

平成31年（令和元年〈2019〉）度の第1回理事会を4月8日に開催し、坂口理事長の退任が承認された。それとともに、新理事長に佐柳正三常務理事を選出し、同日付で就任した。



坂口吉一前理事長



佐柳正三理事長

学長就任・再任

平成23年度より学長に就任した赤井益久学長の任期満了にともなう次期学長選挙を平成26年11月19日におこなった結果、赤井学長が再選し、平成27年4月1日付で再任した。

平成30年11月21日に赤井学長の任期満了にともなう次期学長選挙をおこない、上位2名による再投票の結果、針本正行教授が選出され、平成31年4月1日付で学長に就任した。



赤井益久前学長



針本正行学長

役員選任

平成 27 年度の第 1 回評議員会を 4 月 3 日に開催し、任期満了にともない 7 名の理事を選出した。同日、当該 7 名の理事に赤井学長が加わって理事選任の会を開催し、さらに 8 名の理事を選出した。4 月 8 日付で坂口理事長を含む 15 名の理事が選任された。なお、赤井学長は 4 月 1 日付で理事に再選した。

平成 27 年度の第 2 回理事会を 5 月 28 日に開催し、任期満了にともない、監事候補者の選出がおこなわれた。同日開催された第 2 回評議員会における同意を得て、理事長が 3 名の監事を選任し、6 月 1 日付で就任した。

理事長	坂口吉一		
常務理事	佐柳正三 大村秀司		
理事	赤井益久	石井研士	今井寛人
	尾近裕幸	木村知躬	木村好成
	千家尊祐	津田 栄	鳥居泰彦
	中島精太郎	中村 陽	針本正行
	吉田茂穂		
監 事	稲葉久雄	小林英夫	玉井浩二

平成 31 年度の第 1 回評議員会を 4 月 3 日に開催し、任期満了にともない 7 名の理事を選出した。同日、当該 7 名の理事に針本学長が加わって理事選任の会を開催し、さらに 8 名の理事を選出した。4 月 8 日付で佐柳理事長を含む 15 名の理事が選任された。なお、針本学長は 4 月 1 日付で理事に再選した。

令和元年度の第 2 回理事会を 5 月 30 日に開催し、任期満了にともない、監事候補者の選出がおこなわれた。同日開催された第 2 回評議員会における同意を得て理事長が 3 名の監事を選任し、6 月 1 日付で就任した。

理事長	佐柳正三		
常務理事	大村秀司		
理事	針本正行	石川則夫	今井寛人
	植村勝慶	尾近裕幸	鎌田 薫
	木村知躬	木村好成	千家尊祐
	津田 栄	中島精太郎	中村 陽
	橋本憲市郎 吉田茂穂		
監 事	稲葉久雄	小林英夫	玉井浩二

令和 2 年度の第 6 回理事会を令和 3 年 1 月 28 日に開催し、木村好成理事の退任が承認されるとともに、新

理事に川福基之理事が選任され、同日付で理事に就任した。また、令和 2 年度の第 8 回理事会を令和 3 年 3 月 26 日に開催し、鎌田理事の退任が承認されるとともに、新理事に武智浩二理事が選任され、令和 3 年 4 月 1 日付で理事に就任した。

危機管理体制



防災体制の整備

平成 23 年（2011）3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、翌平成 23 年度は、直接的な被害への対応や電力需給バランスの悪化による節電への対応などに追われた。同年度の総合防災訓練（平成 23 年 12 月 14 日実施）において、現在の事務局における班体制と同様に、①指揮班（本部）、②情報設備監視班、③初期消火班、④避難誘導班、⑤救出救護班、⑥ A M C 班による体制を組み、首都直下地震や東海地震（南海トラフ地震）を想定し、大規模地震にともなう交通の遮断による帰宅困難・学内滞留状況が生じたという前提に立ち、地震発生から滞留にかかわる体制策定の流れを確認する訓練をおこなった。



平成 24 年度総合防災訓練

平成 24 年度になると、大震災に備え、事務局から選抜された職員 9 名が自衛消防業務講習・防災センター要員講習を受講し、大規模災害対応班を再編成した。これら講習修了者を「告示班長」と位置づけ、告示班長を中心とした新たな体制により、総合防災訓練を平成 24 年 12 月 12 日に実施した。

平成 25 年度には、さらに職員 3 名が自衛消防業務講習・防災センター要員講習を受講し、11 月 27 日に

おこなわれた告示班長による会議において、この会議の名称を「告示班長会議」とすることが決定した。

さらに平成 26 年度に職員 3 名、平成 27 年度に職員 2 名、令和 3 年（2021）度と令和 4 年度に職員 1 名ずつが、自衛消防業務講習・防災センター要員講習を受講し、人事異動などを経て、令和 4 年度現在、告示班長会議の構成員は 16 名を数える。



救出救護班による担架での救出訓練



スモークマシンによる火災訓練

告示班長の誕生以降、本学の総合防災訓練は告示班長会議を中心として計画され、夏期防災訓練においては、新入職員対象訓練、機器の使い方、防災資器材倉庫の資材・防災備蓄品の確認、情報監視盤・防火扉・消火設備の設置場所の確認など、テーマを決めて災害に備えている。

また、たまプラーザキャンパスにおいては、学生とともに総合防災訓練を実施しており、実際の発災により近い訓練がおこなわれている。



たまプラーザキャンパスの学生参加型防災訓練

防災マニュアルの整備

告示班長による活動発足以降、各班のマニュアルが告示班長会議によって作成・整備・更新され、事務局職員は、自身が所属する班のマニュアルを常時備えている状態にある。したがって、発災時には、事務局職員はマニュアルに従い、それぞれの分担班での行動が可能となっている。

一方で、学生を対象としたマニュアルの整備は遅れており、教室の情報ボードに掲出された避難方法のみであったが、令和元年に告示班長が学生対象の防災マニュアルの整備に着手し、令和 2 年度の「学生生活ハンドブック」より防災マニュアルのページが整えられ、10 ページにわたる防災関連情報が掲載されている。



学生向け防災マニュアル抜粋

非常時における職員動員班編成

事務局では、非常時における職員動員班編成を整備し

ており、渋谷キャンパスにおいては第1班から第6班を構成し、たまプラーザキャンパスの1班を含めた全学で7班体制を備えている。

本班編制は、地震や火災といった災害時への対応ではなく、大学内で緊急に対応すべき案件が発生した際のものであり、毎年度、各部署の所属職員数に鑑み、再編成をおこなっている。

事業継続計画（BCP）の策定

令和2年から国内でも新型コロナウイルス感染症が拡大したことを契機として、教職員の在宅勤務が本格導入された。それにともない、事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）を策定した。事業継続計画とは、地震、火山の噴火などの自然災害や感染症の蔓延などの緊急事態によって、通常の事業活動を継続することが困難な状況に陥った際に、重要な事業活動の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時におこなうべき活動や緊急時における事業継続のための体制、手段、手順などを定めた計画をいう。実際に緊急事態に遭遇した際、最低限の大学機能を維持し、中断させない事業活動を明確にし、早期に大学機能を復旧させるために必要なものであり、非常時の優先順位を明確にすることによって、緊急事態時の混乱をできる限り低減させることを目的として策定した。

想定する緊急事態とは大地震のみならず、火山（富士山）噴火、津波、液状化現象、風水雪害（台風など）といった自然災害のほか、テロ、ミサイル、個人情報流失などの人為的災害に加え、感染症を含めた想定リスクを検討し、対応する教職員の範囲も明確にしている点において、防災マニュアルとは異なる視点で簡潔にまとめたものである。

また、非常時の代替施設の確保、情報・通信システムの確保、非常用電源の確保、防災資器材・備蓄品、安否確認体制にも言及している。このことにより教職員の安全を確保するだけでなく、本学の業務が混乱のなかでも早急に復旧すること、ステークホルダーへの影響を最小限に抑えることを想定して策定したものである。

原案は総務部総務課において作成したが、各部署が主たる業務の復旧にどの程度を要するのかを見定め、12時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1ヵ月以内、2ヵ月以内のどのタイミングで、非常時に

優先復旧をさせる必要がある業務であるのかを検討し、すべての部署について記載している。

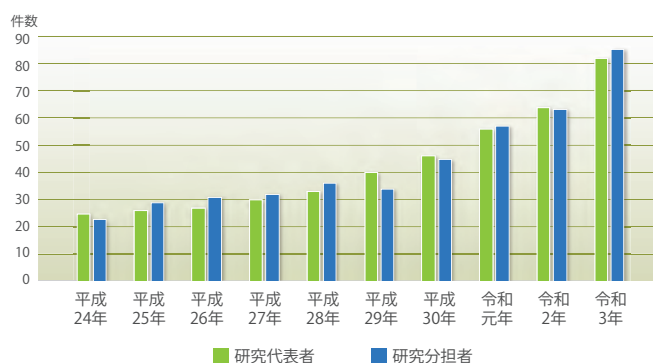
運営に関する各種取り組み



公的研究費の運営・管理に関する取り組み

本学では、平成19年（2007）に制定された「國學院大學公的資金の運営・管理に関する規程」のもと、従前より実施してきた公的資金に関する適正事務の推進をさらに進め、大学全体としての体制を整備し、年度ごとに見直しを重ねながら不正防止対応計画を推進している。平成27年2月には「國學院大學研究活動に関する行動規範」において、研究活動を適切におこなうことを目的として、研究者・職員および大学の責務を定めた。翌3月には文部科学省による研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正（平成26年2月18日改正）により、「國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程」を制定し、本学における公的研究費の責任体系の明確化など、改正によって求められたさまざまな要件への対応をおこなった。また、ガイドライン改正で求められた機関内の責任体系の明確化などの対応を強化すべく、同年10月には上記規程の細則を制定し、監査およびモニタリングについての具体的な方法を定めた。

平成28年度以降、本学における科学研究費をはじめとした国を配分機関とする競争的研究費の採択件数が増加したことともない、学内の一層の体制強化が望まれ



過去10年間の本学科研費所持数推移
(平成24年度～令和3年度)

※新型コロナウイルス感染症を要因とした延長課題・繰越課題を含む

たことから、不正防止規程は複数回の改正を重ねながら着実に公的研究費の体制を整えていった。

令和2年（2020）度にはガイドラインに基づく体制整備等状況のモニタリングの一環として、文部科学省による履行状況調査を受けた。調査結果報告書では出張手配システムの導入など、指摘事項よりも特徴的な取り組みとして取り上げられた項目の方が多かった。

令和3年2月1日にはガイドラインの再度の改正により、研究不正根絶に向けた最高管理責任者（学長）のリーダーシップと役割の明確化やコンプライアンス教育研修など、啓発活動による不正防止意識の浸透を図るための具体策を実施するといった対応が必要になった。このことにより本学でも改正ガイドラインに基づき規程を改正し体制を整備し、監事や内部監査室との連携をより一層強化していくこととなった。

コンプライアンス教育研修の実施について

本学では、ガイドラインの平成26年度改正にあわせ、毎年度当初に公的研究費にかかわる教員および職員を対象に、コンプライアンス教育研修を実施している。当初は対象教員・職員を集めての対面での研修会を実施していたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンライン研修に移行した。



オンラインで実施されたコンプライアンス教育研修の様子
(令和3年4月12日実施)

公的研究費手引きの全面改訂について

令和2年度には『科学研究費助成事業取扱手引き』を全面改訂した。本学の公的研究費の管理運営体制についての説明や文科省ホームページから過去の研究不正事例を掲載し、相談窓口や公益通報窓口についても明示した。そのほか、執行ルールについても、ガイドラインおよび本学規程に基づく適正な執行に向けた説明に重点を置いた。

研究倫理に対する本学の姿勢について

本学では研究にかかわるすべての教職員が遵守すべき事項を先に述べた「行動規範」として定めるとともに、ガイドラインに基づき平成31年4月から「國學院大學研究倫理委員会に関する規程」を施行した。これにより利益相反、守秘義務、安全保障貿易などに関する全学的な体制を整えて、研究不正の事前防止と公正な研究活動の推進を図っている。また、毎年度当初の全学教授会において研究倫理教育研修を実施し、専任教員には当該研修の受講と誓約書の提出を義務づけている。

ハラスメント防止に関する取組

本学では、ハラスメントの防止と排除のため、また、ハラスメント問題が発生した場合に適切な対応をおこなうため、ハラスメント防止・対策委員会（防止・対策委員会）をハラスメント防止・対策規程下に設置している。防止・対策委員会では、ハラスメント防止についての施策立案、啓発活動や研修を実施している。平成24年3月には「國學院大學ハラスメント防止・対策ガイドライン」を策定し、以後こまめに至るまでホームページや印刷物などを通して広く構成員に周知し、ハラスメントの予防に努めている。ガイドラインは、次のように記す。

本学の構成員であるすべての学生（大学院生、学部学生、留学生、専攻科生、別科生、研究生、科目等履修生、公開講座の受講生及び高大連携にかかる生徒ら）・教職員（専任・兼任の教員及び研究員ら、専任・嘱託・その他の職員、部会指導者及び派遣・委託労働者ら）を対象とする、そのガイドラインは、ここで学び、研究し、働いている人たちが、それぞれ一個の人格を持つ人間として相互に尊重し合う大学を構築するという趣旨のもと、「ハラスメント防止・対策規程」（防止・対策規程）として定めている。

そこでは、大学の責任として、いかなるハラスメントに対しても厳しい態度で臨むこと、快適な教育研究環境や職場環境を作ること努めつつ、また構成員の責任として人としての尊厳を侵害する「ハラスメントを起こさない」ことはもちろん、ハラスメント防止の意義を真摯に受け止め、「ハラスメントを起こさせない」という意識を一人ひとりが持つ必要があることを謳っている。

上記のハラスメント防止・対策規程は、本学の構成員であるすべての学生・教職員らを対象とするとともに、当該ハラスメントが本学構成員相互間において問題となる場合には、それが起こった場所・時間帯を問わず適用されるものである。

なお、ハラスメントの行為者が学外者である場合には、防止・対策規程を準用し、大学として解決のために必要かつ適切な措置をとるよう努めることを定めている。

以上のようなガイドラインを定めた上で、毎年、学生、教員、職員に向けて問題の所在の確認、意識や言動の注意を喚起するために最新のケーススタディを用いた「ハラスメント研修」を実施している。平成24年度から令和3年度までの実績は、学生に向けた研修を延べ21回、教員向け14回、職員向け9回を実施した。また本学ではハラスメントに関する相談の窓口としてハラスメント相談員（以下、相談員）を配置しており、重大な事案となる前に修学環境、労働環境を保全する体制を備えている。従って、この相談員の相談スキル、ハラスメント防止、対応に関する知識の強化が不可欠であるものと捉え、相談員に対する研修を充実させた。この10年間では計11回の研修をおこなっており、その開催実績は概ね次のとおりである。

- 第1回「学生相談室員による相談事例紹介」
（平成25年5月15日）
- 第2回「セクハラ・パワハラ相談担当者研修」
（平成25年10月9日〈外部〉）
- 第3回「学生相談室員による相談事例紹介」
（平成26年5月14日）
- 第4回「平成26年度若年層を対象とした女性に対する
暴力の予防啓発のための研修〈内閣府主催〉」
（平成26年11月20日）
- 第5回「学生相談室員による相談事例紹介」
（平成27年5月13日）
- 第6回「学生相談室員による相談事例紹介」
（平成28年6月15日）
- 第7回「学生相談室員による相談事例紹介」
（平成29年6月15日）
- 第8回「学生相談室員による相談事例紹介」
（平成30年5月16日）
- 第9回「学生相談室員による相談事例紹介」

（令和元年5月15日）

第10回「学生相談室員による相談事例紹介」

（令和2年6月3日）

第11回「学生相談室員による相談事例紹介」

（令和3年5月12日）

ハラスメント行為は、かつては些細と思われていた事象であっても社会問題として大きく取り上げられる風潮になってきており、加えてその様態も年々多様化しつつある。これらに対応するため、今後も定期的にケーススタディを中心とした研修を実施し、人としての尊厳を尊重する大学に向けて、積極的な取り組みに励んでいく。

自己点検・評価／外部評価

自己点検・評価とは、大学が自らの教育研究などの状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識したうえで優れている点や改善を要する点などについて自己評価をおこなう活動をいう。この自己点検・評価も含め、教育・研究の質の改善に向けて大学が自らおこなう組織的な活動は「内部質保証」と呼ばれており、平成3年に大学設置基準で努力義務化、平成11年にはその結果の公表まで含めて義務化され、平成16年度からは学校教育法に規定されている。

また、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による認証評価制度が平成16年度から始まり、すべての大学は少なくとも7年に1度、この認証評価を受けることになっている。このように、大学から独立した外部機関による認証評価は、「内部質保証」に対して「外部質保証」の一環とされる。評価結果の公表を通じて大学が社会の評価を受けるとともに、その評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることが目的である。

本学は平成10年度に発足させた自己点検・評価委員会を全学にわたる点検・評価のための組織と位置づけ、継続的に点検・評価活動を実施している。同委員会は3年ごとに『自己点検・評価報告書』を作成・刊行し、関係各所に配付すると同時に、大学ホームページでもPDFで公開している。また、専任教員の研究業績や社会貢献活動などについては教員自ら「國學院大學教員業績管理システム（Kokugakuin University Researcher's achievements Database 略称「K-ReaD」）に随時入力できるようにして、常に最新の情報を発信する。その入力内容をとりまとめた『教育・研究活動報告書』も、『自己

点検・評価報告書』の刊行にあわせて作成・刊行している。

「外部質保証」の一環としての認証評価は、大学基準協会による認証評価を平成 27 年度に受審した。平成 20 年度に続く 2 回目の外部評価の受審であり、前回と同様、同協会が定める大学基準に「適合」していると認定されている。

この認証評価において「努力課題」との指摘を受けた事項につき、本学では自己点検・評価委員会を中心に改善を図り、令和元年 7 月にその『改善報告書』を大学基準協会に提出した。このとき評価対象となった平成 26 年度版『自己点検・評価報告書』、同協会による認証評価結果、それを受けた本学からの『改善報告書』、これに対する同協会の『改善報告書検討結果』は、いずれも本学ホームページで PDF を公開している。『自己点検・評価報告書』と『教育・研究活動報告書』はその後、平成 30 年度に更新版（平成 29 年度版）を作成・刊行しており、『自己点検・評価報告書』は大学ホームページでも PDF を公開している。

平成 27 年度に受審した認証評価では、本学の内部質保証体制について、各学部などに設置されていた自己点検・評価実施委員会の形骸化と全学を対象にした自己点検・評価委員会との連携不足などが指摘された。そこで本学は、自己点検・評価委員会と自己点検・評価実施委員会とが併存する体制を改め、学部などの単位での点検・評価は各部門の責任者（学部長ら）のリーダーシップによって機動的に実施できるようにした。この新たな内部質保証体制は、平成 31（令和元）年度から本格的に始動している。

また、平成 31 年度には自己点検・評価活動にかかわる外部評価委員会制度を創設した。大学の教育、研究または運営に関して高い見識を持つ学外者から評価を受けることにより、自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保することを目的とする。学外者による評価ではあるが、自己点検・評価活動にかかわる仕組みに基づいており、「内部質保証」の一環とされている。

この外部評価委員の候補者選定を含め、内部質保証の新たな体制で臨んだ初年度末の令和 2 年 3 月頃に、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めたことで、本学の自己点検・評価活動も大きな影響を受けた。従来の教育・研究活動のあり方について、緊急事態によって激変した諸事情を前提に評価することが、今後の内部質保証の実質化という観点から適切なのか、という疑義が生じた

ためである。結局、令和 2 年度は外部評価委員の選出も含めて、自己点検・評価委員会の活動を 1 年間中断した。

全学での自己点検・評価活動は、令和 3 年度に再開した。令和元年度にスタートした内部質保証の新たな体制のもとで各学部や自己点検・評価委員会がそれぞれ点検・評価をおこない、その内容は令和 3 年度版『自己点検・評価報告書』にまとめられた。令和 4 年度には、この報告書をもとに、大学基準協会による本学 3 回目の認証評価を受審する。外部評価委員の選定も同年度中に実施し、令和 5 年度からの外部評価開始を目指している。

「校名表記等に関するガイドライン」の策定

校名表記に関して、ガイドライン策定までは明文化されたものが存在しておらず、学内では慣例として正字を用いた校名表記が一般化していた。一方、学外では常用漢字を用いた表記をされることが多く、用字が混在している状況にあった。こうした状況下、平成 25 年に理事会からの諮問を受けた広報委員会は審議を重ね、平成 27 年 10 月に「校名表記等に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）を公開し、その運用を広報課が開始した。

ガイドラインの目的は校名表記等を統一ルールの下で適正に運用することによって、ビジュアルアイデンティティ（VI）の確立を図ることに所在する。基本方針には、「國學院大學の表記は、正字として、旧字体の仕様を原則とする」ことや、國學院大學が公式に発行・発信元となるすべての発行物や広報物を対象範囲とすること、それらにはロゴマークおよびロゴタイプを組み合わせたロゴブロックを表記しなければならないことが盛り込まれた。ロゴマーク類の利用にあたっては申請制度も新たに採用した。

基本方針以外では、ブランドカラー、イメージキャラクターの利用ルールが盛り込まれた。これにより、國學院大學が権利を有する意匠の利用ルールが横断的に確認可能になった。また、大学公式ホームページ上での公開や冊子を展開したことで入手性も担保した。

平成 27 年 10 月の初版以降、ガイドラインは検証や新たな項目の追記によって更新を重ね、令和 4 年 6 月末時点で第 4 版が最新版となっている。この間、字体や対象範囲の例外に関する項目や、英字表記、140 周年ロゴマークに関する表記などが加えられた。このように

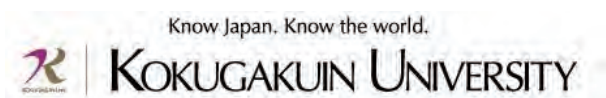


VI-Guideline 表紙画像

もっと日本を。もっと世界へ。



ロゴブロック



ロゴブロック（英字版）

運用されてきたガイドラインに基づく申請は、これまで1,315件にのぼる。これは統一されたルールのもとで校名やロゴブロックが利用された証であるとともに、学内における利用実績のアーカイブという広報的な効用も大きい。もちろん、國學院ブランド強化への貢献も大きいと考える。

校名表記のスタイルやロゴマーク類は、大学にとって唯一無二の重要な資産であり、國學院大學を表現するブランドシンボルであると位置づけられる。引き続きガイドラインに沿った運用を重ねることで、視覚面からのさらなるブランドアイデンティティの確立に寄与していく必要がある。

学校法人國學院大學ホームページの構築

学校法人國學院大學は、令和3年3月26日に学校法人國學院大學ホームページ（<https://all-kokugakuin.jp/>）を開設した。法人各設置校の情報を網羅した形でのホームページ開設は初めてであり、法人として立案し推進してきた中期事業計画「21世紀研究教育計画（第4次）」を中心に置くなど、従来の法人各設置校ホームページとは一線を画す役割を期待して構築した。

学校法人國學院大學ホームページ（以下、法人サイト）は、「六つの國學院に一つの礎と無限の未来」というコンセプトを有している。サイト内は静的コンテンツと動的コンテンツの大きく2つで構成されており、前者は建学の精神をはじめ、ガバナンスコードや中期計画といった経営に係る情報を中心に展開している。後者では法人各設置校における日々の取り組みや成果をまとめて閲覧できる機能を配した。加えて、視覚的な仕掛けを随所に施すことで、躍動感も印象づけるサイトとして仕立てた。

法人サイトを構築した理由は、大きく2つの課題を解決するためである。一つ目は学校法人に対する社会的要求への対応である。令和2年4月1日に施行された私立学校法の改正では、中期的な計画の作成や財務諸表類の公開など、経営強化やガバナンスに関する項目が盛り込まれた。これにより学校法人は経営の透明化を一層求められるようになった。もう一つは少子高齢社会でも持続可能な経営を実現するために、「オール國學院」としての独自色を全面に押し出し、その価値や信頼を積み重ねていく必要性からである。特に、ステークホルダー



法人ホームページ TOP

に重きを置いたインターナルコミュニケーションの充実を重視して設計をおこなった。

こうした社会背景や課題を踏まえ、法人サイトの構築は平成 30 年から検討がすすめられた。これは私立学校法改正の 2 年前にあたる。2 年間の検討期間と 1 年間の構築期間を経て公開した法人サイトは、「21 世紀研究教育計画（第 4 次）」や財務諸表を大学サイトから法人サイトへ完全移行した。法人からのお知らせや設置校 News 枠を創設し、さらに「数字で見るオール國學院」や関係者のインタビュー記事「KOKUGAKUJIN」という新たな企画コンテンツを盛り込んだ形で公開した。主な企画ページの現状（令和 4 年 6 月時点）については以下のとおり。

1) 中期 5 カ年計画

全体像と個別計画の一読性を担保したページとして、主な事業の KPI（重要業績評価指標）と併せて情報を公開した。

2) 数字で見るオール國學院

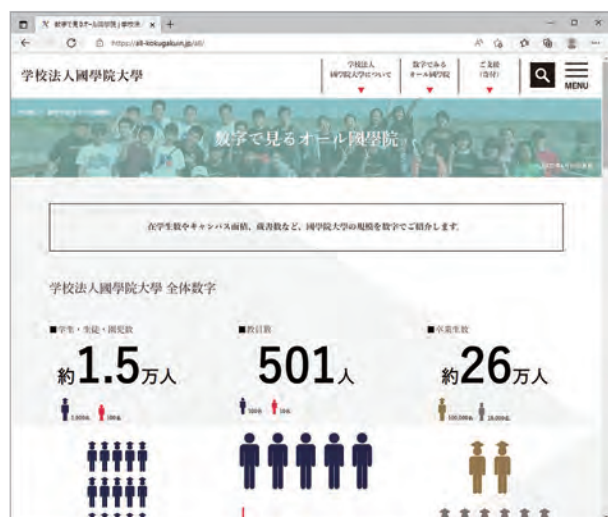
法人全体の学生・生徒・園児数や蔵書数などを数字とイラストで視覚からスケール感を訴求するページとして公開した。

3) KOKUGAKUJIN

学校法人國學院大學とかかわりある人物に焦点を当て、対象者の個性を伝える記事として定期的に公開した。

4) その他

「國學院と社会」のページでは、地域社会との接点について公開した。



法人ホームページ 数字で見るオール國學院

今後は創立 150 周年に向けて、法人全体を俯瞰する情報源として一層の充実を図りながら、学校法人國學院大學の価値と信頼を高めるコミュニケーションツールの役割を引き続き果たしていく。

記念賞



國學院大學では、各種の記念賞を授与しており、平成 24 年（2012）度以降の実績は以下のとおりである（敬称略）。

学校法人國學院大學有栖川宮記念賞

本法人が設置する学校の教職員、卒業生（在籍を含む）および在校生を対象として、各分野、各方面において特に顕著な功績を認められたものについて、これを広く法人内外に知らしめ顕彰することを目的として、平成 18 年 11 月に学校法人國學院大學表彰規程を施行し、平成 19 年 11 月に 3 名が初授賞した。同年 12 月に、本表彰名につき「学校法人國學院大學有栖川宮記念賞」とすることを宮内庁より許しを得て、規程の一部改正をおこなった。

- 平成 24 年度 山本東次郎「狂言分野における重要無形文化財保持者認定を始めとする業績による」
- 平成 25 年度 岡野弘彦「短歌分野における文化功労者選出を始めとする功績による」
- 平成 26 年度 本阿彌道弘「刀剣研磨の分野における重要無形文化財指定及び保持者の認定を始めとする業績による」
- 平成 27 年度 野本寛一「民俗学分野における文化功労者選出を始めとする功績による」
- 令和 2 年度 澄川喜一「文化勲章受章、渋谷キャンパス再開発を始めとする功績による」

佐藤謙三先生記念賞

故佐藤謙三博士のご遺族の意思に基づき、博士の研究ならびに教育振興の業績を記念するため、昭和 51 年（1976）度に設けられた。

- 令和 3 年度 硬式野球部（部長 東海林孝一、総監督 竹田利秋、監督 鳥山泰孝、コーチ 上月健太、トレーニングコーチ 平岩時雄、トレーナー 小野

龍二)「東都大学野球連盟春・秋季リーグ戦を連覇した偉業と、そこに至るまでの指導者の弛まぬ尽力は、國學院大學の課外教育振興に著しく寄与した」

今泉博士記念賞

故今泉忠義博士のご遺族の意思に基づき、博士の学績を記念するため昭和 53 年度から設けられた。

- 平成 26 年度 柏原司郎（東海大学名誉教授）『近世の国語辞書 節用集の付録』
- 令和 元 年度 吉田永弘（本学教授）『転換する日本語文法』

吉川博士記念賞

吉川泰雄博士の国語学に関する学績を記念し、博士の意思に基づき、学術奨励のため、博士の遺族から寄贈された金員、この賞の趣旨に賛同するものの寄付金およびこれらの果実を資金として、平成 14 年度から設けられた。国語学に関する優秀な研究業績を単著として出版した本学卒業生、本学大学院修了者、本法人の教職員および國學院大學栃木学園の教職員に対して授与する。

- 平成 25 年度 鶴橋俊宏（静岡県立大学短期大学部教授）『近世語推量表現の研究』
- 平成 28 年度 二戸麻砂彦（山梨県立大学教授）『節用文字の音注研究』

吹野博士記念賞

吹野安博士の中国学に関する学績を記念し、博士の意志に基づき、学術奨励のため、平成 10 年度から設けられた。

- 平成 26 年度 青木洋司（本学兼任講師）『宋代における「尚書」解釈の基礎的研究』

財務状況・資産状況

財務状況

130 周年以降の 10 年間、財政状況は大きく変化している。特に大学部門において、新学部の設置に係る施設設備の改修費のほか、入学定員の厳格化を図ることによる減収が法人全体の財政に大きく影響をおよぼした。基本金組入前当年度収支差額（学校法人会計基準改正前の

帰属収支差額）は、平成 26 年（2014）度の約 40 億円を最大値として以後下降傾向となり、令和 3 年（2021）度は約 9 億円となった。

しかしながら、令和 4 年度から開設された「観光まちづくり学部」（定員 300 名）の影響により、今後は収入増が見込まれ、財政状況は上向きへと転じると見込まれる。

平成 25 年度～平成 27 年度

大学部門において平成 26 年度は、前年より進めていた渋谷キャンパス 130 周年記念 5 号館工事（総工費約 32 億円）が完了し、大きな投資をする年となった。それに対して、収入面においては学生数が 1 万 5,700 人を超え、学生生徒等納付金収入が増収となるほか、借入金を約 10 億円おこなった結果、基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）は法人全体で約 40 億円の収入超過となった。

平成 27 年度には、学校法人の経営判断に役立つこと、また社会に対する説明責任を果たすことを狙いとして「学校法人会計基準」が一部改正された。これにより、今までの計算書が一新され、経営を示す財務分析指標についても一部が変更されることになった。

平成 28 年度～平成 30 年度

新学部（現在の観光まちづくり学部）の令和 3 年 4 月からの開設を目指し、平成 29 年度以降は平均定員超過率を 1.05 倍にすべく、入学定員を厳格化することとなった。その影響により平成 28 年度から平成 30 年度の 3 年間で、学生生徒等納付金収入は約 3 億 5,000 万円の減収となった。

一方で大学部門においては、現在の総合学修館（6 号館）設置準備が進められ、総工費約 22 億円を投入し、平成 30 年度に竣功した。内部は国際交流課を中心としグローバル化を目指したほか、学修システムをリニューアルしスマートフォンに対応するなど、学生にとって使い勝手の良い環境となった。また、國學院大學久我山中学校では、平成 29 年度に約 3 億円を投じて、第 3 グラウンドの取得と人工芝化を図り、部活動終了後や休日に、地域貢献の一環として近隣の少年ラグビーおよびサッカースクールに貸与するなど近隣住人との活動を広げる取り組みをした。

法人全体で基本金組入前当年度収支差額は、平成 28 年度から平成 30 年度の 3 年間で約 3 億円減少し、平成

30 年度決算では 17 億 8,200 万円となった。

令和元年度～令和 3 年度

令和元年度から令和 3 年 4 月までは、観光まちづくり学部の新設に向けた準備として、主キャンパスとなるたまプラーザキャンパスの再開発工事がプロジェクトとして進められた。新しく教室棟となる若木 21 の改修工事ははじめとして、柔道場や多目ホールを備えた体育施設 SPORTS SQUARE3 の設計・新築工事、たまプラーザ 1 号館や正門中庭の改修工事など、全体の総工費は約 74 億円となった。令和 3 年 4 月には、すべての工事が終了し、無事に令和 4 年度の新入生を迎える体制が整った。

また、令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染症が拡大したことが本学の経営にも大きな影響を与えることになった。この未曾有の事態に迅速に対応するため、緊急に第 1 次補正予算案（事業費 6 億 5,400 万円）を上程し、5 月に承認を得た。実施した具体的な内容としては、まず学生への経済的支援として、大学部門、短期大学部門において「緊急修学支援費」を全学生（1 万 560 人）へ支給した。その総額は 3 億 7,782 万円である。次に、大学部門において「修学支援特別貸付金」を実施し、総額 1,123 万円（67 人）の貸付をおこなった。なお、翌年にはすべての貸付金の回収を終えている。これら新型コロナウイルス感染症にまつわる最終的な法人全体の支出総額は 4 億 1,500 万円となった。

令和 4 年度～

令和 4 年度からは大きな建設事業や改修工事がおこなわれたこれまでの 10 年に変わり、それらの維持・運営に取り組む時期になると予測される。そのなかで学校法人は「永続性」「透明性」「公共性」「確実性」を維持しながらも、新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大のような突発的な事態にも対応できる財務基盤を確保しなければならない。

今後は中期 5 カ年計画を軸とした財務計画を立案するとともに、強固なガバナンス体制のもと、計画を確実に遂行できる財務体制を整える方針である。

資産状況

130 周年以降、法人全体の資産総額は順調に増加し、10 年間で約 1.1 倍となっている。とくに増加しているのが特定資産である。特定資産とは、学校法人がその意思

に基づいて、将来の特定の支出に備える目的で、支払資金やその他の資産を留保した資産のことである。「第 2 号基本金引当特定資産」「第 3 号基本金引当特定資産」など、基本金関連の引当特定資産は計上が義務化されているが、それ以外の特定資産については学校法人の意思によって設定できるものである。学校法人の「永続性」を確保するためには、「退職給与引当特定資産」や「退職年金引当特定資産」といった基本的な特定資産のほかにも、教育研究の充実に欠かせない施設設備の取替更新などを単年度の財務バランスを崩すことなく実現することを目的とした「施設設備準備資産」など、流動性を確保しながらも計画的に積み立てることが重要となっている。

平成 25 年度～平成 27 年度

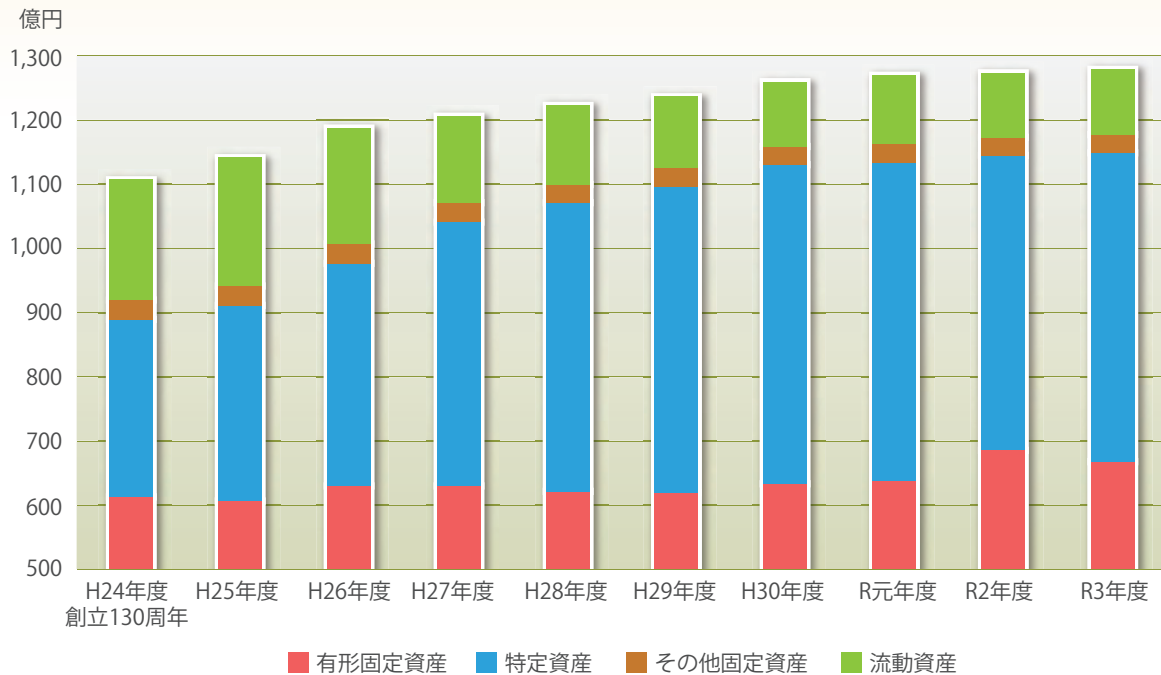
大学部門において平成 26 年度の特定資産については、渋谷キャンパス 130 周年記念 5 号館工事（総工費約 32 億円）により、施設設備拡充引当特定資産から約 22 億円の取り崩しをおこなったが、それに対しての組入れをおこなったことなどにより、結果として法人全体の特定資産は前年より約 40 億円の増額となった。流動資産は 181 億円となり、前年に比して約 20 億円減額となった。一方で、負債については、5 号館建設に係る借入金をおこなったことにより期末借入金残高は約 20 億円となったが、短期的な支払い能力を判断する重要な指標の一つである流動比率（流動資産÷流動負債）は 346% であり、一般に金融機関が優良とする 200% を大幅に超えているため、資金繰り上げは問題のない状態であった。

平成 27 年度は大型の施設投資がなかったため、施設設備準備資産の取り崩しはなく、一方で約 26 億円を組入れたことにより特定資産の増加が著しくなった。借入金については、返済のみとなり期末借入金残高は約 18 億円となった。その結果、資産総額は前年に比して 17 億 7,000 万円増の 1,200 億円の大台に突入した。

平成 28 年度～平成 30 年度

平成 28 年度は、大型設備投資はなく、さらなる特定資産の安定化を目指した結果、法人全体の特定資産残高は前年に比して 36 億円増額となり約 447 億円になった。その内、施設設備準備資産は 21 億円である。

平成 29 年度は現在の総合学修館（6 号館）の設計監理および新築工事が開始されたほか、國學院大學久我山中学校では、第 3 グラウンドの人工芝敷設工事があったことで、施設設備準備資産の取崩しはあったが、併せ



資産総額推移

て組入れにより、資産総額は前年に比して13億円増額の1,236億円となった。流動比率も263%を保持しており、資金繰り上も問題ない状態を保っている。一方、借入金については、平成26年以降、長期での大きな借入金はなく、順調に返済も進んでいることから、期末借入金残高は、法人全体で13億円と順調に減少している。

平成30年度には、総合学修館（6号館）が竣工したことにより、有形固定資産が増加する一方、手元の流動資産は前年度に比して約10億円減少し、資産総額は1,260億円となった。また、純資産に対する借入金の割合（有利子負債率）も1.9%ときわめて低い数値となった。

令和元年度～令和3年度

令和元年から令和3年度4月にかけて、観光まちづくり学部の新設に向けた、たまプラーザキャンパスの再開発工事がおこなわれた。これらの大型工事に掛かる経費（総工費約55億円）については借入金をすることなく、これまで保有していた施設設備準備資産を充てた。その結果、令和2年度には特定資産残高が昨年比39億円の減額となる459億円となった。一方で、建物が完成したことで有形固定資産が増額となり、昨年比51億円増額の685億円となった。また、教育振興引当特定資産を原資に、新型コロナウイルス感染症への対応として「緊急修学支援費」（約3億7,782円）を支給した。

たまプラーザ再開発も終了し、今後は大型施設投資も

数年はないことから、継続した特定資産の充実を図るべく、計画的な運用をおこなっていく方針である。

事業会社の設立

令和3年（2021）11月4日に、本法人が全額出資する事業会社「株式会社アローズ・ケイ・渋谷」を設立した。「アローズ」とは英語で複数の「矢」を意味し、万葉集の歌のなかでもよく使用され、神との神聖な約束事を取り交わす証という意味でもよく活用されていたことを名前の由来とし、良き行い・営みをする事で、「渋谷の丘」から放たれる複数の矢が、後世に語り継がれる素晴らしい物語となり、学校法人國學院大學の最良のパートナーとなるという思いを込めて命名された。



Arrows K Shibuya Co., Ltd.

株式会社アローズ・ケイ・渋谷

アローズ・ケイ・渋谷（ロゴ）

設立の目的は、

①学校法人内のさらなる連携強化

②職員の人材育成

③環境変化に伴う収益義務の多様化に対応する組織づくり

である。

企業理念として、「学校法人國學院大學の学生・生徒・園児向けサービスのさらなる質の向上を第一に考え、教育・研究・社会貢献等を支援するとともに、周辺業務を事業化し、その収益を法人に関わるすべてのステークホルダーの皆様へ良質なサービスを提供することで、法人、地域社会とともに発展することを目指す」ことを掲げている。

設立当初の主な事業は、次のとおりである。

1. 施設設備の外部貸し出し

原則として授業がない日曜・祝日および授業期間外に、国家試験・資格試験など、学校として相応しい内容や目的の企画を対象に、渋谷キャンパスの1～6号館とたまプラーザキャンパス1号館を貸し出ししており、業務開始以来、数多くの団体が利用している。

2. オリジナルラベル飲料作製・販売

オリジナルラベル水（290mlペットボトル）を、製造元直営で、最小240本から作製・販売している。

ラベルは、事業会社作製済みの定番のものと、データ入稿によるオリジナルのものから選択し注文することができる。



アローズ・ケイ・渋谷 オリジナルラベルウォーター

令和4年6月からは、国内で回収されたペットボトルを原料に、リサイクルした再生ボトルを使用している。

販売開始以来、多くの団体から、来客用のウェルカム

ドリンクや、説明会、セミナー参加者へのおもてなし用、スポーツ応援などのイベント用として発注がある。

3. 法人各設置校の事務サポート業務など

令和4年6月現在、学校法人國學院大學より委託を受けた業務の事務サポート業務として、國學院大學のキャンパス内にある携帯電話無線基地局管理、國學院高等学校、國學院大學久我山中学・高等学校の制服販売協力などをおこなっている。

今後、設立の目的を果たすべく、段階的にさまざまな事業に取り組んでいく。

連携・協定



高大連携・協定

本学は、高等学校教育と大学教育の連携に資する高大連携事業を展開している。同事業は、3つの枠組みをもって推進しており、第一は附属・系列三高校との連携、第二は協定校および連携校の生徒に対して本学の授業聴講を認める高大連携、第三は本学に関心を持つ高等学校を対象とする、模擬授業や進学ガイダンスへの教職員派遣、職員の入学アドバイザーによる情報提供などを進めるものである。

附属・系列三高校との連携は、本学の学部・学科紹介、模擬授業を実施し、本学の学びへの理解に繋げている。また、「附属・系列三高校会議」を毎年開催し、入学者選抜、入学前教育および修学状況など、高大接続の強化に向け情報共有をおこなっている。

協定校との連携は、推薦入学試験の実施、本学学生の教育実習生としての受け入れ、本学卒業生の教員採用、高校生への大学授業の聴講、相互の図書館利用および本学の出張講義などについて連携を図る協定を締結し、実施している。なお、令和2（2020）・3年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、模擬授業はオンデマンド方式で展開された。平成24年（2012）度以降の連携教育協定締結は以下のとおりである。

（1）東京立正高等学校－平成26年3月4日締結－

協定は、高校生の大学授業の聴講、講師派遣、図書館の利用、教育実習にかかわる内容となっている。加えて、本学経済学部と東京立正高等学校との連携入学試験協定も同日に締結し、平成27年度入学試験から経済学部独

自の公募制自己推薦（AO 型）K-ENT（現 K-ENT 高大接続型）を実施している。



協定調印式 赤井益久学長と澤田幸雄校長

（2）朋優学院高等学校—平成 28 年 1 月 19 日締結—

協定は、推薦入学試験の実施、教育実習、大学卒業生の教員採用、高校生の大学授業の聴講、図書館の利用、大学の広報活動および出張講義の実施にかかわる内容となっている。協定に基づく推薦入学試験は、平成 29 年度入試から実施している。



協定調印式 赤井益久学長と今本雅巳校長

また、本学経済学部は、独自の取り組みとして、高校生の大学授業の聴講に関する事、入学試験に関する事について、平成 26 年 6 月 2 日に浦和学院高等学校と京華高等学校の 2 校と協定を締結した。また、同年 6 月 9 日には敬愛学園高等学校および杉並学院高等学校の 2 校とも前 2 校と同様の内容で協定を締結した。なお、平成 27 年度から協定に基づき、連携を実施している。

そのほかの連携としては、学校法人國學院大學と学校法人との間で、締結した協定がある。具体的には、法人が設置する高等学校間の連携・協力や、各種実習・インターンシップの受け入れ協力などの幅広い連携を視野に

入れ、教育力ならびに競争力の強化を図る内容となっている。

平成 27 年 9 月 25 日に学校法人國學院大學と学校法人名鉄学園との包括的連携に関する基本協定の締結を皮切りに、令和元年 10 月 15 日に学校法人塩原学園、令和 3 年 4 月 6 日に学校法人横浜学院、令和 3 年 4 月 15 日に学校法人八千代松陰学園、令和 3 年 4 月 20 日に学校法人霞ヶ浦高等学校とそれぞれ協定を締結した。

大学間連携・協定

将来予測が困難な時代にあって各々の大学が連携・協力することで、双方の持続的な発展と多様な価値観に基づく新たな価値の創造を目的として実施されている。平成 24 年度以降に本学が締結した協定は以下の通りである。

（1）渋谷区内 4 大学 —平成 29 年 12 月 19 日締結—

渋谷区内の 4 大学、青山学院大学、國學院大學、実践女子大学・実践女子大学短期大学部、聖心女子大学（以下、渋谷 4 大学）は、各大学の持続的な発展と多様な価値観に基づく新たな価値の創造に寄与することを目的に、包括協定を新たに締結した。この協定に基づき、世界が注目する国際都市・渋谷から研究・教育・スポーツ・国際交流などを通じ社会に成果を還元していく。

なお、協定の調印式は、青山学院大学の三木義一学長、実践女子大学・実践女子短期大学部の城島栄一郎学長、聖心女子大学の岡崎淑子学長、本学からは赤井益久学長が出席し、青山学院大学にておこなわれた。

同協定に基づき、渋谷 4 大学連携協議会を設置し、地域に対して共同で講演会を開催するなど各大学の専門性を活かした取り組みをおこなっている。加えて、大学セ

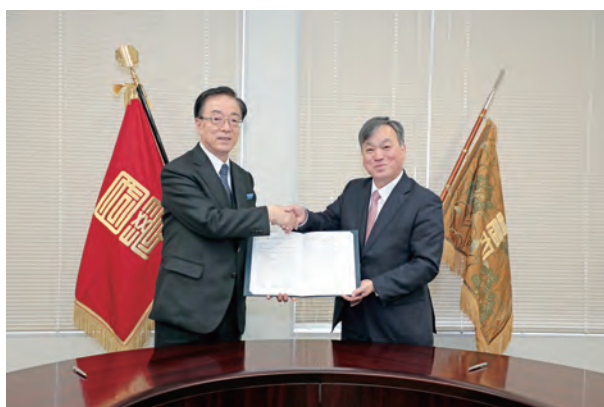


協定調印式 左から三木義一学長・赤井益久学長・城島栄一郎学長・岡崎淑子学長

クターや各大学の課題などを共有するなかで、専門性が高く明確なアクションに繋がると思われる分野については、専門部会を設置した。具体的には、単位互換について協議する「単位互換専門部会」、学生の就職活動やキャリアにフォーカスした情報交換をおこなう「キャリア専門部会」、大学の課題解決に向けた職員力向上に資する研修などを協議・実施する「職員対象SD専門部会」が設置され、連携・協力を推進している。

(2) 東京農業大学 ー平成31年2月21日締結ー

本学と東京農業大学とでおこなっていた新入職員に対する研修実績などを踏まえて、両大学のさらなる発展と新たな価値の創造を目的に、本学の赤井益久学長と東京農業大学の髙野克己学長出席の下、基本協定を締結した。この基本協定は、両大学の教育、研究を中心とした諸活動の連携推進を基本に、両大学のさらなる発展に資する実質的な交流を目指している。



協定調印式 赤井益久学長と髙野克己学長

(3) 西南学院大学 ー令和元年12月9日締結ー

平成24年に締結した本学と西南学院大学博物館での研究協力に関する協定および、その実績を踏まえ、両大学の持続的な発展と多様な価値観に基づく新たな価値の創造に寄与することを目的に、本学から針本正行学長と西南学院大学からC.W. バークレー学長が出席し、西南学院大学にて調印式がおこなわれた。この協定を機に、両大学の教職員や学生の交流を通じた教育研究活動などさらなる充実を目指している。

地方自治体・企業との連携・協定

本学では、平成29年4月12日に、「社会貢献・地域連携に関する方針」を制定した。平成24年度以降に本



協定調印式 針本正行学長とC.W. バークレー学長

学が締結した協定などは以下のとおりである。

(1) 日光市 ー平成28年8月4日締結ー

本学と日光市は、交換留学生による日光市のインバウンド事業への協力などの実績を踏まえて、地域振興、国際交流、歴史・文化、生涯学習、観光・産業、子育て・福祉などへの協力と連携を目的とした基本協定を締結した。この協定により、オープンカレッジのリモート配信や、観光振興のための財源確保や水道事業の基本計画策定にかかわる委員会などへの教員派遣がなされている。

(2) 渋谷区「S-SAP」 ー平成29年7月11日締結ー

本学と渋谷区は、平成21年に締結した「連携協力に関する基本協定」を発展的に解消し、「シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー協定」として、民間企業や大学などの持つ技術やノウハウを活用し、協働して地域社会の課題解決を図ることを目的とした包括連携協定を締結した。同協定に基づき、渋谷区民大学講座の開講や区長への施策提言コンペなど連携活動が実施されている。

(3) 立科町 ー平成30年11月15日締結ー

本学と立科町は、同町をフィールドとした学生への学習環境の提供をはじめ、まちづくりや地域振興などを目的とした基本協定を締結した。

(4) 高山市 ー令和4年4月18日締結ー

本学と高山市は、市の観光まちづくりに関する知識や経験などと大学が保有する知的財産、人材、技能などを活かし、観光まちづくりの分野で連携および協力することを目的に、基本協定を締結した。

(5) 相模原市 ー令和4年5月20日締結ー

本学と相模原市は、共生社会の実現に向けて、協働を基調としたまちづくりを推進するため、包括連携に関す



協定締結式 佐柳正三理事長と本村賢太郎市長

る協定を締結した。これにより、相模原市市民への施設貸出の他、観光まちづくりや障がい者スポーツの開催協力などが実施されている。

(6) サッポロホールディングス株式会社

ー平成 29 年 6 月 15 日締結ー

本学とサッポロホールディングス株式会社は、公共の利益に資する連携事業を展開するため、包括協定を締結した。地域の発展・若年層の育成を通じ、より良い社会の実現を目指すべく、経済学部が展開するアクティブラーニングの授業開設や渋谷区長に対する施策提言コンペへの審査員としての参加、同社の管理職研修への教員派遣などがおこなわれている。また、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令時には、同社から学生寮などへのスープやドリンクの提供がなされた。

(7) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ー平成 30 年 12 月 7 日締結ー

「共存学」の研究を継続しておこなってきた本学と、女性の活躍、障がい者雇用と定着支援、LGBT 理解促進などのアセットを持つあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の強みを活かし、ダイバーシティの街「渋谷」から SDGs を基礎にした社会づくりを追求連携するため、包括的な連携協定を締結した。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて連携協力し、多言語による「地域マップ」を作成する取り組みに着手したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、中断を余儀なくされた。



協定締結式 金杉恭三代表取締役社長と坂口吉一理事長

(8) 東急スポーツシステム株式会社

ー令和元年 12 月 23 日締結ー

スポーツを通じた地域連携や教育支援の一層の充実を図るとともに、その成果の普及を促進することによって、社会貢献と人材育成に寄与するため、連携・協力に関する協定を締結した。東急レイエス FC へ本学施設の貸出のほか、國學院幼稚園の正課活動として、フットボールクラブやスイミングスクールでのレッスン受講などが実施されている。



協定締結式 佐柳正三理事長と南口綱代表取締役社長

(9) その他

教員養成・育成にあたって密接な連携・協働を推進するための「大学等と横浜市教育委員会との連携・協働に関する協定」が平成 26 年 9 月 17 日に締結された。また、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館と学校法人國學院大學の両者は、相互の包括的な連携・協力を推進するため、令和元年 7 月 22 日に協定を締結している。

その他の連携・協定

(1) セカンドキャリア特別選考入学試験に関する協定

プロスポーツ界では、引退後の選手のセカンドキャリアが問題となっており、選手の健全なキャリア形成を支援したいと考えている団体と、大学の知をもって健やかな社会の創造に寄与したいと考える本学の考えが共鳴し、引退後の選手を教育者・スポーツ指導者として育成するための「セカンドキャリア特別選考試験」を新設して、以下の団体と協定を締結した。

協定を締結した各団体の推薦を受けた引退選手を所定の選考を経たうえで本学の人間開発学部健康体育学科に受け入れている。セカンドキャリアとして、中・高等学校の保健体育教諭、小学校教諭および健康やスポーツ分野でのリーダーを目指す者に対し、奨学金を給付することによって学業を奨励している。

①公益社団法人日本プロサッカーリーグとのセカンドキャリア特別選考入学試験に関する協定

—平成 25 年 12 月 25 日締結—



協定調印式 赤井益久学長と大東和美チエアマン

②日本プロ野球選手会とのセカンドキャリア特別選考入学試験に関する協定

—平成 29 年 11 月 21 日締結—



協定調印式 左から尾近裕幸理事・赤井益久学長・大島洋平理事長・森忠仁事務局長

(2) 渋谷区立広尾中学校との連携協定

—平成 26 年 6 月 17 日締結—

従前より、渋谷区スクール・アシスタント・メンバーズによる広尾中学校への学生派遣があったことなどにより、教育や人材育成をはじめ施設の相互利用、防災などで一層連携・協力を深めていくことを目指して、基本協定を締結した。この協定に基づき、同校の生徒と本学留学生の交流や本学の教職課程受講生による中学校見学会を実施するなどの事業をおこなっている。



協定調印式 松田芳明校長と赤井益久学長

(3) エジプト・アラブ共和国高等教育科学研究省との教育協力活動のための合意

—平成 30 年 10 月 8 日締結—

国際協力機構（JICA）業務にかかわる専門家派遣協力の一環である「特別活動や全人教育」について本学教員による助言や指導さらには研修などの実績が評価され、エジプト・アラブ共和国高等教育科学研究大臣が本学を訪れ、赤井益久学長と「高等教育と研究技術、及びエジプト・アラブ共和国におけるさらなる教育協力活動のための合意書」に署名した。この合意書に基づき、エジプト・



ハーリード・アブデル・ガッファール大臣と赤井益久学長

アラブ共和国内への日本式教育の導入に向けた検討を進めるとともに、令和元年12月には針本正行学長がカイロ大学など、エジプト・アラブ共和国内の高等教育機関を訪問し、教育研究分野での相互協力連携を視野に意見交換をおこなった。

諸外国との連携・協定

諸外国との連携・協定に基づく留学・国際交流

大学の留学、国際交流事業は諸外国の大学、高等教育機関との連携に基づくものと、それには当てはまらないものに分類される。

連携のもっとも顕著な形が、海外大学との協定である。平成24年（2012）以降、海外協定校の数は漸増しているが、個別の例では関係を構築した場合もあるし、関係を終えた場合もある。この10年間の本学としての新規協定とその主な交流内容は以下のとおりである。

- 米国 ミズーリ大学（平成25年1月締結）同大学のLEADプログラムへ、本学セメスター留学生を派遣
- ベトナム ハノイ大学（平成25年2月締結）協定留学生の派遣、K-STEP 交換留学生の受け入れ
- イタリア ヴェネツィア・カ・フォスカリ大学アジア・北アフリカ研究学科（平成25年4月締結）K-STEP に参加する科目等履修生の受け入れ
- 英国 ヨーク・セント・ジョン大学（平成26年3月締結）締結当初は本学からの短期留学生の派遣。のち協定留学生、セメスター留学生の派遣、K-STEP 交換留学生の受け入れ
- マレーシア アジアパシフィック イノベーション & テクノロジー大学（平成27年12月締結）英語学修を目的とした短期留学生の派遣
- ドイツ デュースブルク＝エッセン大学（平成28年3月締結。令和3年3月終了）ドイツ語学修を目的とした短期留学生の派遣
- フランス 西部カトリック大学（平成28年6月締結）フランス語学修を目的とした短期留学生の派遣
- 中国 復旦大学国際文化交流学院（平成28年12月締結）中国語プログラムへの本学セメスター留学生の派遣

- ニュージーランド クライストチャーチ工科大学（平成29年3月締結）英語プログラムへの本学セメスター留学生の派遣
- アイルランド ダブリンシティ大学ランゲージサービス（平成29年6月締結）英語プログラムへの本学短期留学生の派遣
- カナダ ケープブレトン大学（平成30年4月締結）英語プログラムへの本学短期留学生の派遣
- 台湾 国立台湾師範大学（平成31年2月締結）中国語プログラムへの本学セメスター留学生の派遣
- ドイツ ブレーメン大学（令和3年〈2021〉3月締結）ドイツ語プログラムへの本学短期留学生の派遣を目的として協定締結
- オーストラリア モナシュカレッジ（令和3年4月締結）オンライン英語プログラムへの本学学生の参加（短期留学〈オンライン〉）を目的に協定締結
- イタリア カターニャ大学（令和4年6月締結）日本文学の領域を中心とした学術交流を目的として協定締結
- オーストラリア ロイヤルメルボルン工科大学附属英語学校（令和4年6月締結）オンライン英語プログラムへの本学学生の参加（短期留学〈オンライン〉）を目的に協定締結

以上に加え、各部局（学部、研究科、機構）が独自に協定を締結している。この10年間の新規協定とその主な交流内容は以下のとおりである。

- ルーマニア バベシュ・ボヤイ大学 政治・行政・コミュニケーション学部（本学法学部）（平成30年9月締結、令和3年9月終了）行政・政治に関する学術交流を目的とした日本・ルーマニアによる共同ワークショップの開催
- 中国 南開大学外国語学院（本学大学院文学研究科）（平成27年6月締結）研究交流実践を目的とした日本・中国による院生共同フォーラムの開催
- 英国 セインズベリー日本藝術研究所（本学研究開発推進機構）（平成28年3月締結）学術交流を目的とした相互の研究活動に関する情報交換などを実施
- 中国 南開大学外国語学院（研究開発推進機構）（平成30年11月締結）学術交流を目的とし、古事記学等の分野で情報交換をおこなった。

一方、この10年間に終了した協定も以下のとおりで

ある。

- オーストラリア モナシュ大学（平成 30 年 6 月終了）
- ドイツ デュースブルク＝エッセン大学（令和 3 年 3 月終了）
- ルーマニア バベシュ・ボヤイ大学 政治・行政・コミュニケーション学部（法学部）（令和 3 年 9 月終了）
- 中国 浙江海洋学院大学管理学院（経済学部）（令和 4 年 7 月終了）

この 10 年間の協定締結の傾向は以下のとおりである。

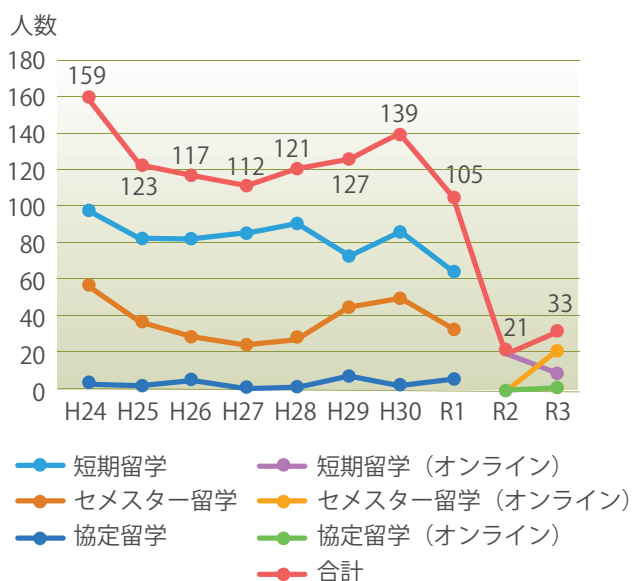
それ以前は、日本語および協定校が常用する言語の 2 言語で協定書を作成することもあったが、英語による協定書作成が一般的となった。また、それ以前は、期限のない協定も見られたが、この 10 年で締結された協定には全て期限が決められている。

明確な目的のない協定は締結が困難になっている。例えば、外国語学修の留学派遣を目的とした協定については大学本体との協定締結が叶わず、担当部局とのみの協定締結となる事例が増えている。

この 10 年で新たに開始された、または特徴的であった「海外大学等との協定に基づく事業」は以下のとおりである。

①留学生派遣

協定校へ学生を派遣する留学は短期留学、セメスター留学、協定留学に大別される。



協定校への派遣留学数推移

短期留学は、夏季、春季休暇中におこなわれる 1 カ月程度の留学プログラムで、外国語学修と異文化感受性向上を目的とする。セメスター留学は、上級の英語力または中国語力を獲得することを主目的に 4 カ月間（1 セメスター）の留学をするプログラムである。協定留学は、協定校との学生交換の枠組みを利用し、現地学生向けに開講されている授業履修を主な目的にする留学である。

この 10 年間に重要度を増したのはセメスター留学である。平成 19 年に中国語学修を主眼とした中国、南開大学へのセメスター留学が開始された後に、平成 22 年には英語を主眼としたセメスター留学（英語圏セメスター留学）が開始された。英語圏セメスター留学はその後参加者、留学先も増やし、現在では主要な留学プログラムの一つとして認識されている。

この 10 年間における派遣留学の大きな阻害要因として、いわゆる PM2.5 問題と新型コロナウイルス感染症の拡大が挙げられる。

平成 26 年には天津を含む中国各都市の大気汚染問題（PM2.5 問題）が顕在化した。本学でも留学先を急遽変更する、台湾の大学を追加するなどの措置を講じたが、平成 26 年以降の数年間は中国語学修を目的とする留学プログラムへの参加が低調であった。

そして、最大の阻害要因となったのは令和元年度終盤から影響を受け始めた新型コロナウイルス感染症の拡大である。派遣留学の学生が令和元年度に急減し、その後 2 年におよんで派遣ができていない。ただし、令和 2 年（2020）度以降オンライン留学という新しい方法で「留学」した学生もいる。

②留学生受入

協定校から交換留学生を受け入れる事業も継続して実施されてきた。日本語が大学での授業レベルに達していない学生は、交換留学生特別プログラム（K-STEP）で受け入れられてきた。正規留学生の数が伸び悩むなかで、交換留学生は、日本語・日本文化を学ぶ傍ら、キャンパス、学寮での国際交流の核として貢献し続けている。

③スタディツアー派遣、受入

語学や専門分野の授業参加を目的とした留学に加え、協定校での特別な活動に参加するスタディツアーもこの 10 年間に開始されている。その一つが台湾南台科技大学での日本語教育実習である。これは、日本語集中プログラムに参加する台湾の学生を対象に、日本語教育を

学ぶ本学学生が教育実習をおこなうというもので、平成23年以降毎年10人程度の学生が参加している。令和2年以降は、オンラインで教育実習が実施されている。

協定校からスタディツアーの受け入れも試みられた。例えば、平成28年には南開大学外国語学院スタディツアーグループが本学に滞在し、日本文化・社会に関する授業、各種体験、訪問授業に参加した。授業については、初めて日本語で聞く日本の大学の教員によるものであったため、参加学生にとっては大きな挑戦であった。例えば、当時国際交流推進部長であった田原裕子教授（経済学部）の授業は「渋谷を知る」というテーマで展開された。授業や訪問・体験プログラムのほかに、本学学生との交流会も開催され、互いに国際交流を経験する貴重な機会にもなった。

④共同研究会実施

協定校の研究者、大学院生との共同研究会も断続的に開催された。

大学院文学研究科は平成29年に多様な学術交流を継続的なものにする目的で南開大学外国語学院と協定を締結した。その主たる実践例が共同院生フォーラムである。これは、1年に一度両校の教員、大学院生が一堂に会し、それぞれの研究成果を主に日本語で発表し、双方の学術上のものの見方や考え方を交換する機会である。東京と南開大学のキャンパスのある天津（中国）での交互開催を原則としてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大状況下の令和3年にはオンライン上で開催された。平成28年の院生フォーラムは「東アジア文化研究国際シンポジウム」と銘打たれ、本学渋谷キャンパスで2日間開催された。両大学の教員による基調講演で開幕し、約20人の若手研究者、大学院生による日本の文学、歴史、宗教などをテーマとする発表、それに続く討論が展開された。

法学部は、部局間協定を結んでいたバベシュ・ボヤイ大学 政治・行政・コミュニケーション学部とのシンポジウム、研究会を日本、ルーマニアで展開した。令和元年9月27日には、本学渋谷キャンパス常磐松ホールにて、学部間協定締結記念シンポジウム「東欧のヨーロッパ化・体制転換の30年」を開催し、バベシュ・ボヤイ大学から招聘した2名の研究者・実務家および本学法学部教員が登壇、本学法学部を中心に多数の教職員や学生らが参加した。

その他の留学・国際交流

諸外国の大学、高等教育機関との連携に基づかない、留学・国際交流関連事業としては、正規留学生の受け入れ、休学による本学学生の留学などがある。

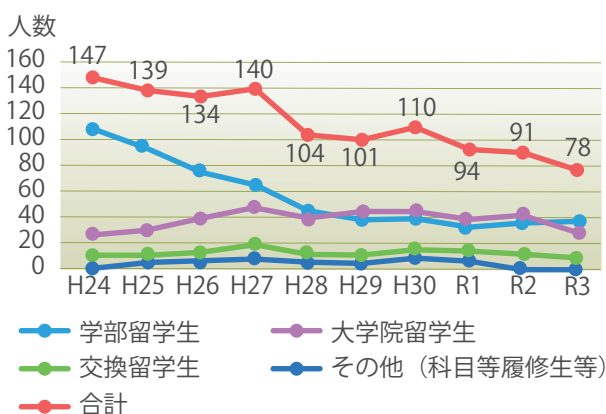
本学は、大学院のすべての研究科と、一部を除く各学部・学科で外国人留学生の入学枠を設け、留学生を受け入れてきた。

令和4年度入試の時点で、大学院の各研究科では秋期入試、春期入試で留学生を対象とした選考をおこなっており、留学生特有の出願資格はない。学部においては、文学部日本文学科・史学科・哲学科、神道文化学部、法学部法律学科法律専攻、経済学部、観光まちづくり学部で「外国人留学生入学試験」により留学生を受け入れている。経済学部を除く学部では日本語能力を出願要件にしている。

この10年間に本学の受け入れ留学生数はほぼ半減している。平成24年時点では147名が在籍していたのに対し、令和3年時点では78名の在籍となっている。留学生のカテゴリー別に見ると、学部留学生の減少が著しい。（平成24年108名 令和3年38名）

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の外国人留学生在籍状況調査において、平成24年に全国の大学院、大学（学部）・短大・高专で学ぶ留学生は11万1,002人であったのに対し、令和3年は12万9,258人に増加している。これを考慮すると、留学生の減少は本学特有の傾向であるともいえる。

本学を休学したうえで海外の教育機関に留学する学生は、本学の協定校以外を留学先として選択することが典型的である。休学による本学学生の留学には、語学学校など学生が選択できる留学先教育機関の幅が大きいなど



本学の在籍留学生数推移

の利点がある反面、本学の卒業が必ず遅れるなどのマイナス面もある。平成 23 年以前も休学して留学する学生はいたが、この 10 年間はその数が増えた。転機となったのは平成 24 年の休学者に対する授業料等減免規程の改正である。この改正以前は、留学目的での留学については学費のうち授業料の半額が減免されていた。この改正後は、授業料、維持運営費は全額免除となり、施設設備費については半額免除となった。平成 23 年に休学留学をした学生は 7 名であったのに対し、平成 24 年には 21 名となった。令和元年度はこの数は 34 名となっている。このことから、現在では休学留学は学生にとって選択肢の一つとなっていることが分かる。

「連携に基づかない、留学・国際交流」の例としては、認定留学制度もある。この制度は、本学学部学生が本学の協定校以外の大学などに 1 学期間以上留学し、その留学期間が修業年限に含まれる制度である。平成 7 年の「國學院大學大学院協定留学及び認定留学奨学金制度に関する規程」制定以来、認定留学の制度は存在したが、令和 3 年に奨学金などの関連規程が改正され、外部の国内協力団体とも協定締結し、運用体制が整備された。その結果、令和 4 年には初の認定留学生の派遣が予定されている。

平成 26 年度からは文部科学省が「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」を開始し、インターンシップなどの実践活動を主眼とする留学に参加する大学生を公募し、支援している。本学学生の申請も令和 2 年度に採用され、令和 4 年 8 月現在、米国で留学中である。

教員のネットワークを活用しての海外大学などに所属する研究者との共同研究はさまざまに展開されてきた。例えば、平成 23 年以来、本学の専任教員、文学研究科学生がインドを訪問し、インド・日本比較文化研究セミナーを継続して開催してきた。これは、国際交流基金の支援を得て、または本学の独自資金で教員、大学院生が渡航し、インドで日本文化を学び研究するジャワハルラー・ネルー大学、英語外国語大学などの研究者、大学院生と共に研究会を開催し、学術目的の国際交流をおこなうものであった。

大学院短期招聘研究員制度は本学教員の推薦に基づき 1 カ月間、国際招聘研究員制度は公募により海外の研究者を 6 カ月～1 年間招聘し学術的な国際交流をおこな

う取り組みである。平成 24 年からの 10 年間で前者は 21 名を、後者は、前身の外国人招聘研究者制度も含め 11 名を招聘し、学術目的の国際交流に寄与した。

國學院大學幼児教育 専門学校の閉校



國學院大學幼児教育専門学校（以下、幼専）は、昭和 29 年（1954）10 月に、國學院大學渋谷キャンパスの一角に「國學院大學幼稚園教員養成所」として開設され、最初の新入生 34 名を迎えた。以来、昭和 33 年には専用の校舎を求め、当時の國學院高等学校別館（現、第二記念館）に移転した。昭和 52 年には各種学校から専修学校に移行し、校名を「國學院大學幼児教育専門学校」に改称した。昭和 56 年 10 月には横浜市緑区新石川（現、青葉区）の地に移転し、昭和 62 年 4 月からは男子学生の募集を開始した。平成元年（1989）4 月には第 2 部（夜間部）の募集を停止し、一方で平成 17 年 4 月には専攻科開設など、地域社会のニーズに応えるべく、質の高い保育者養成に鋭意努力を積み重ねてきた。

しかしながら、少子化の進行や、4 年制大学への志向の高まりによる専門学校志願者の激減は、幼専にも深刻な影響を与えることとなり、保育科学生の確保に向けたさまざまな施策を講じることに努めたものの、入学者の減少に歯止めがかからない状態が続いた。

そのような折、初等・幼児教育の充実を願う社会情勢や受験生のニーズに応えようと、國學院大學に教育系新学部として人間開発学部が平成 21 年に開設された。これを機に、より高度な保育者養成をおこなう新学科の設立という将来構想が進み、平成 25 年 4 月に國學院大學人間開発学部の第 3 番目の学科として「子ども支援学科」が



閉校の集い

開設されることになったため、幼専が長年取り組んできた保育者養成という使命を新学科に委ねることにし、廃校ではなくいわば発展的解消として、平成25年3月をもって、58年6カ月に亘る歴史に幕を降ろすことになった。

このことを受け、幼専の保育科の学生募集は、平成22年度入学者をもって終了することが平成22年3月の理事会で決定した。5月末から7月初旬にかけて、学生保護者や高等学校、院友高校教員、実習・就職関係幼稚園・保育所・施設宛に「保育科学生募集停止のお知らせ」を送付し、周知を図った。さらに、6月23日には保育科学生募集停止に係る「生徒募集停止報告書」を神奈川県知事宛に、また「教員養成機関の指定の廃止について（届出）」を文部科学大臣宛に送付した。

専攻科の学生募集は、平成24年度をもって終了することが、平成24年3月開催の理事会において決定したため、5月11日に専攻科募集停止に係る「生徒募集停止報告書」を、また12月21日に「学校廃止許可申請書」を神奈川県知事宛に送付した。翌平成25年1月29日には、関東信越厚生局長および横浜市長宛の「指定保育士養成施設の指定取消に関する申請書」を横浜市こども青少年局保育運営課に提出した。

歴代所長・校長

区分	氏名	在職期間
所長	田中喜芳	昭和 29.9.30 ~ 35.2.10
〃	佐佐木行忠	昭和 35.2.11 ~ 35.4.20
〃	丸茂武重	昭和 35.4.20 ~ 39.5. 1
〃	伊達 翼	昭和 39.5. 1 ~ 45.4.24
〃	札幌真一	昭和 45.4.24 ~ 50.9.22
〃	佐々木周二	昭和 50.9.22 ~ 51.3.31
校長	小林武治	昭和 51.4. 1 ~ 58.5.13
〃	笹田静男	昭和 58.5.13 ~ 60.3.31
〃	稲垣恵庸	昭和 60.4. 1 ~ 平成 4.3.31
〃	佐々木周二	平成 4.4. 1 ~ 8.3.31
〃	山本順一	平成 8.4. 1 ~ 14.3.31
〃	荒川御幸	平成 14.4. 1 ~ 25.3.31

名誉校長

氏名	在職期間
小林武治	昭和 61.5.15 ~ 62.4.12

幼専の学生の自治組織である学友会が開催してきた若葉祭は、平成23年度が最後となった。この年は保育科が2年生のみであることから、専攻科生も参加する形を取った。最後の若葉祭ということで、例年よりはるかに多数の卒業生・修了生が来校し、幼専での一日を懐かしみ、旧交を温める姿があちらこちらで見受けられた。

平成25年3月14日、最後の専攻科修了生の修了式と、その後リズム室でおこなわれた「閉校の集い」をもって、幼専は、8,668名の保育科卒業生と618名の専攻科修了生を保育界へ送り出してきた保育者養成の専修学校としての役目を終えた。

みちのきち事業

「みちのきち」は平成28年（2016）6月に「学生リアル調査」による年間0冊という学生の読書数に歯止めをかけるべく、学内の若手職員10名が立ち上げた事業である。

平成29年4月には、第1弾の試みとして「未知のことを既知に変える基地、人生（道）の迷いに向き合う基地、機知に富んだ会話のできる大人になれるような本がある基地」という想いをこめて、学術メディアセンターの1階に誰もが訪れ、本と触れ合える空間として設置した。

配架した本は約800冊にもおよぶ。選書はブックディレクターの幅允孝氏、本棚の建築は谷尻誠氏、ロゴデザインは木住野彰悟氏らが担当した。専門家と一緒に創り上げたこの空間は、バーコードで管理をしない、貸出手続きもないなど図書館とは違った管理の方法や、外からは読んでいる姿が見えないなど独特の外観から、NHKをはじめとする多くのメディアから取材を受けるようになった。



みちのきち近景

平成30年4月には、活動第2弾として『みちのきちー私の一冊』を発刊した。

発端は、学生から「何を読んでいいのかわからない」という意見がよく聞かれたことである。そのため、学生が興味を持ちそうな各界の著名人109名に大学生に贈る推薦本



みちのきちー私の一冊ー

を尋ね、寄稿してもらったものを一冊にまとめ上げた。寄稿者は池上彰氏や池井戸潤氏のような文化人をはじめ、横綱の白鵬関やEXILEのメンバーなど多彩な方々で構成され、分野に囚われずどんな視点からもきっかけづくりができるように工夫されている。発行部数は約2万部である。一般書店のほかにAmazonなどインターネット販売をするほか、大学学部新入生および國學院高等学校、國學院久我山中学・高等学校の新入生全員に配布した。

『みちのきちー私の一冊』をきっかけにコラボレーションやイベントが開催された。その一つが、料理家の栗原心平氏による大学学食とのコラボレーションである。平成30年7月の第1弾を皮切りに、9月、11月、翌年1月と全4期間で開催された。季節ごとに趣向を凝らしたメニューは学生に人気を博し、開催期間終了後もリピートされるメニューもできた。

発行記念イベントも各所で開催された。そのなかでももっとも大きいイベントは、代官山蔦屋書店でのトークイベント（全5回）である。第1回目のゲストは東京都知事の池田百合子氏、第2回目がエッセイストの小島慶子氏、第3回目は歌手の橘ケンチ氏とジャーナリストの丸山ゴンザレス氏の対談形式、第4回は猿田彦珈琲社長の大塚朝之氏、最後の第5回目はプロレスラーの藤波辰爾氏といった、各界を先導する人物によるトークイベントとなり、毎回50名ほどの席は満席となる盛況ぶりであった。小池氏については、その後も大学で開催した「水曜講座」にて登



みちのきちイベントポスター

壇するなど、「みちのきち」をきっかけとした繋がりが続いている。

また、東急たまプラーザテラスおよび有隣堂と協力し、地域住民に開放するイベントとして、脳科学者である茂木健一郎氏を招いてのトークイベントも開催し、大好評となった。

令和元年（2019）4月には総合学修館（6号館）1階に、「みちのきちー旅するー」を設置した。総合学修館には国際交流課が配置されていることもあり、留学生や留学を目指す学生が多く訪れることから、世界の地域（7ジャンル：世界、日本、北南米、オセアニア、アフリカ、アジア）のさまざまな本を取り揃えた。配架数は約500冊である。ただ漫然と本を並べるだけでなく、スタイロフォームにより印象的な言葉を立体的にみせることで、本を手取るきっかけを増やす「しかけ」を施すなど、工夫を凝らした。

現在は、令和5年にたまプラーザキャンパスに新たな「みちのきち」を設置する構想が、プロジェクトチームにて進行中である。

祭祀



践祚改元奉告祭

天皇陛下は、令和元年（2019）5月1日に即位された。本学では、元号を平成から令和に改めたことを奉告する践祚改元奉告祭を、本学神殿御鎮座89年の神殿鎮座記念祭とともに、令和元年5月1日午前11時より斎行した。

新しい御代と改元を本学神殿の大神様へご奉告し、皇室の弥栄と国家安寧、国民の繁栄をご祈願申し上げた。

祭典終了後、有栖川宮記念ホールにおいて直会を兼ねた祝賀会が開催された。



践祚改元奉告祭



踐祚改元奉告祭祝詞

即位礼当日祭

天皇陛下のご即位を広く内外に宣明される即位礼正殿の儀が、令和元年10月22日午後1時より皇居正殿松の間にておこなわれることにあわせ、本学においても同日午前11時より即位礼当日祭を斎行した。神社本庁通達第八号にならい、中祭式により、謹んで大御代の弥栄をご祈願申し上げた。

祭典終了後、有栖川宮記念ホールにおいて直会を兼ね



即位礼当日祭



即位礼当日祭祝詞

た祝賀会が開催された。

神殿鎮座八十五年祭・九十年祭

平成27年(2015)には、本学神殿の創建から85年を迎え、神殿鎮座八十五年祭を5月1日午前11時に斎行した。令和2年には、創建から90年を迎え、神殿鎮座九十年祭を5月1日午前11時に斎行した。

本学神殿は、大正12年(1923)に和田豊治皇典研究所理事の指定寄附を受け、昭和5年(1930)に鎮座された。昭和55年の神殿鎮座五十周年祭の際には、和田理事の嫡子である和田文吾氏が臨席し、御鎮座八十年祭には文吾氏の息女石川清子氏の臨席を得たが、八十五年祭以降は和田理事の後裔の参列は見送られ、九十年祭は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、参列者を限定して斎行することとなった。

例年は記念祭終了後、直会を兼ねた祝賀会有栖川宮記念ホールで開催されるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、直会の開催は見送られた。



神殿鎮座八十五年祭(平成27年)



神殿鎮座九十年祭(令和2年)

創立 130 周年記念祭

平成 24 年に学校法人國學院大學は創立 130 周年を迎え、創立記念祭を平成 24 年 11 月 4 日午前 8 時 30 分に大祭式により本学神殿にて斎行した。当日は、創立記念祭終了後の午前 9 時 50 分より百周年記念講堂にて関係物故者慰霊祭を斎行し、慰霊祭終了後に品川プリンスホテルへ移動し、正午より創立 130 周年記念式典、午後 1 時より祝賀会を開催した。



平成 24 年度創立記念祭

また、創立 130 周年記念祭に先立ち、10 月 30 日午後 1 時に恒例式により有栖川宮記念ホールにて遥拝式を斎行し、皇典講究所歴代総裁、副総裁、所長、國學院大學理事長、院長、学長ら先徳の御墓の遥拝を、坂口吉一理事長をはじめとする教職員が参列しておこなった。



平成 24 年度遥拝式

創立 135 周年記念祭

平成 29 年に学校法人國學院大學は創立 135 周年を迎え、創立記念祭を平成 29 年 11 月 4 日午前 9 時に大祭式により本学神殿にて斎行した。当日は、創立記念祭終

了後の午前 10 時より創立記念式典が百周年記念講堂にて開催され、式典終了後の午前 10 時 45 分より百周年記念講堂にて関係物故者慰霊祭を斎行した。

慰霊祭終了後、有栖川宮記念ホールにおいて直会を兼ねた創立記念祝賀会が開催された。



平成 29 年度創立記念祭



創立 135 周年記念祭祝詞

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への協力体制

第 32 回オリンピック競技大会は、令和 3 年（2021）7 月 23 日から 8 月 8 日までの 17 日間、第 16 回パラリンピック競技大会は、令和 3 年 8 月 24 日から 9 月 5 日までの 13 日間おこなわれた。両大会とも新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、令和 2 年夏の開催日程から 1 年延期して開催された。

(1) 大会組織委員会への協力

平成 26 年（2014）6 月 23 日國學院大學と一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、大学と組織委員会がそれぞれの資源を活用し、オリンピック教育の推進や大会機運の醸成など、大会に向けた取り組みを進めるため、相互に連絡・協力体制を構築することを目的に協定を締結した。

この協定に基づき、大会組織委員会が主催する「大会ボランティア」、東京都が主催する「都市ボランティア」をはじめ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成にともなう各種ボランティアに学生が参加した。

(2) 学内イベントによる大会機運醸成

①渋谷区長への施策提言コンペ

平成 28 年から 5 年間、長谷部健渋谷区長を本学に招き、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた区長への施策提言コンペがおこなわれ、優秀な提案チームに対し区長賞と学長賞が授与された。

②外国人おもてなし語学ボランティア講座

外国人観光客らが安心して東京に滞在できる環境を整えるため、東京都の「外国人おもてなし語学ボランティア講座」を平成 29 年から同 30 年にかけて、学生向けに 3 回、職員向けに 1 回開催した。

③渋谷川七夕まつり

本学は、公益財団法人東京オリンピック・パラリン



渋谷川七夕まつり

ピック競技大会組織委員会が TOKYO2020 応援プログラム（まちづくり）として承認する「渋谷川七夕まつり」を令和 3 年 7 月 6 日渋谷ストリーム稲荷橋広場にて実施した。会場には七夕飾りや特設ブースが設けられ、学生団体が雅楽の演奏やチアダンスなどを披露した。



雅楽演奏

④ウガンダ共和国ナショナルチームへの蓼科寮の提供

平成 30 年 11 月 15 日立科町役場にて、「立科町と学校法人國學院大學との相互連携及び協力に関する基本協定」を締結し、立科町がウガンダ共和国教育スポーツ省およびオリンピック委員会とホストタウン事業に関する協力協定に締結したことを踏まえた「ウガンダ共和国陸上競技、中長距離種目選手及び関係者への宿泊所提供に関する覚書」を交わした。この覚書に基づき、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に参加するウガンダ共和国の陸上競技、中長距離種目選手および関係者の事前合宿のため、令和 3 年 7 月 14 日から 26 日までの 13 日間、本学蓼科寮を提供した。

それに先立ち本学渋谷キャンパスにて令和元年 11 月 20 日「スポーツを通して地域・世界を考える」と題して、ウガンダ共和国特命全権大使 ベティ・グレース・アケチーオクロ氏をはじめ、立科町長両角正芳氏、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局企画・推進統括官勝野美江氏に針本正行学長をパネラーに加え、株式会社スマイリーアース代表取締役社長奥龍将氏によるコーディネートでパネルディスカッションをおこない、本学学生に対してウガンダ共和国への関心と大会の機運が醸成された。

また、立科町がおこなったウガンダ共和国ナショナルチーム受け入れホストタウン事業への本学の協力に対



パネルディスカッション

して、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の令和 3 年 11 月 25 日、立科町から両角正芳町長が来校し、同町より本学へ感謝状が贈られた。

消費税増税

背景

130 周年以降の 10 年間で 2 度の消費税の増税があった。1 度目は平成 26 年（2014）4 月に 5% から 8% へ変更され、2 度目は令和元年（2019）10 月に 8% から 10%、そして軽減税率 8% が導入された。

このような消費税の増税の背景には日本の社会保障制度の問題がある。安定的な財源を確保するとともに、社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代型に転換する必要性、いわゆる「社会保障と税の一体改革」を実現するため、平成 26 年 4 月 1 日、消費税率が 5% から 8% へと増税された。

8% 増税による影響

学校法人の収入である授業料や入学金に代表される「学生生徒等納付金収入」は、教育を受ける側の負担を抑える目的などで非課税とされているが、支出となる教育研究費や施設設備関係支出は課税となるため、消費税増税によって大変厳しい状況下に立たされた形である。本学の状況でいえば、平成 29 年度以降、観光まちづくり学部の設置に向けた入学定員の厳格化を図らねばならず、収入枠が決められた状態であった。実際に平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で、学生生徒等納付金収入は約 3 億 5,000 万円の減収となっている。

このような厳しい環境下により、一部の私立大学では、授業料の値上げに踏み切った大学も少なくない。本学では、他大学の状況に鑑みたくて値上げには踏み切る時期ではないと判断し、据置となった経緯がある。

また、工事請負などに関しては、いつから税率が 5% 適用となるのか、または 8% となるのか（同様にのちの 8% か 10% か）の判断がきわめて困難であった。原則、資産の引渡しや役務の提供が完了した時点で税率は判定される。工事の請負などで工期が長くなる場合などには、税率差により大きな影響が出るため、消費税の税率アップ前に「経過措置」が設けられており、経過措置期間内に契約した工事や製造の請負などには、旧税率が適用できることになっている。本学では、平成 26 年度に渋谷キャンパス 130 周年記念 5 号館工事など多くの契約を抱えていたため、一つひとつの契約締結時期を確認しながらおこなわねばならなかった。

10% および軽減 8% 増税による影響

令和元年 10 月からの改正については、前回とは異なり、初めて導入される軽減税率への影響が大きいものとなった。具体的には、消費税率が 10% へ引き上げられるが、飲食料品の譲渡と新聞の定期購読料については 8% の軽減税率が適用されることになった。つまり、10 月 1 日以後は、学校法人がおこなう取引について、新標準税率 10%、旧標準税率 8%、軽減税率 8% の 3 つの税率が混在することになり、会計上、それを区別して処理を進めなくてはならなかった。

軽減税率の対象となる新聞を例にとってみると、対象となる新聞は、政治、経済、社会、文化などに関する一般的社会事実が掲載された週 2 回以上発行されるものをいい、一般紙だけでなく業界新聞やスポーツ新聞も対象となるものである。他方でインターネットを通じて配信される電子版の新聞は対象外である。定期購読契約が締結されることも要件となるため、駅売店やコンビニエンスストアなどで購入する新聞は対象とならない。このように、新聞一つでも細かな制約があり、導入当初は、担当者が申請者へのヒアリングをするなど負担が増加することになった。

その他の増税による影響と今後

実際の納付消費税額を比較してみると、平成 25 年度

には900万円代であった納付額が、8%に増税後は1,300万円代になり、約400万円の負担増となっている。さらに10%増税時の令和元年には1,400万円代になり、ここでも100万円の増額となっている。すなわち、平成26年から始まった増税による影響額は約500万円となった。

軽減税率が導入されたことで、複数の税率が存在することになり、今後、これに対応した経理方式として、令和5年10月1日より「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入される。

この制度の導入は、学校法人にとって帳簿の記載方法や請求書などの発行方法、確認方法において影響をおよぼすため、税理士との連携により円滑かつ正確な処理をすることができるよう準備を進めていく方針である。

弔事など



河野省三元学長没後50年展墓

昭和10年（1935）4月から昭和17年2月まで学長を務めた河野省三氏が、昭和38年1月8日に逝去して平成25年（2013）で50年を迎えた。これにともない、同年2月8日に、赤井益久学長、針本正行副学長が玉敷神社（埼玉県加須市）にある河野家御墓所で展墓をおこなった。

有栖川宮威仁親王百年祭

大正2年（1913）7月10日に薨去された、皇典講究所初代総裁有栖川宮熈仁親王の第4王子で、有栖川宮第10代当主であった威仁親王の百年祭が、平成25年7月10日に豊島岡御墓所で執り行われ、坂口吉一理事長、佐柳正三常務理事が参列した。

桂宮宜仁親王殿下の薨去

桂宮宜仁親王殿下（三笠宮崇仁親王の第2皇男子）には、平成26年6月8日午前10時55分、東京大学医学部附属病院において薨去された。御歳66歳。本学は薨去の報に接し、当日渋谷キャンパスにおいて弔旗を正門に掲げ、同月11日午前9時半過ぎ、坂口吉一理事長が弔問記帳のため赤坂東邸に伺った。同月17日、本葬にあたる「劔葬の儀」が豊島岡御墓所で執り行われ、坂

口理事長が葬場一般拝礼に参上した。同日、渋谷・たまプラーザ両キャンパスでは弔旗を正門に掲げた。

矢田部正巳理事の逝去

三嶋大社（静岡県）宮司、神社本庁顧問・長老・元総長で、平成11年4月から本法人理事を務めていた矢田部正巳氏が、平成27年1月10日に逝去した。78歳。

三笠宮崇仁親王殿下の薨去

三笠宮崇仁親王殿下（大正天皇第4皇男子）には、平成28年10月27日午前8時34分、聖路加国際病院において薨去された。御歳100歳。本学は薨去の報に接し、当日渋谷・たまプラーザ両キャンパスにおいて弔旗を正門に掲げた。同年11月4日、本葬にあたる「劔葬の儀」が豊島岡御墓所で執り行われ、赤井益久学長が葬場一般拝礼に参上した。

小林武治元理事長没後30年展墓

昭和58年4月から昭和62年4月まで理事長代行と理事長を務めた小林武治氏が、昭和62年4月12日に逝去して平成29年で30年を迎えた。これにともない、同年4月21日に、坂口吉一理事長、佐柳正三常務理事、津田栄理事、小林英夫監事が、台東区の天王寺（谷中霊園）で展墓をおこなった。

春田宣元学長没後20年展墓

昭和62年4月から平成7年3月まで学長を務めた春田宣氏が、平成11年4月6日に逝去して平成31年4月で20年を迎えた。これにともない、命日の前日となる同年4月5日に、針本正行学長が埼玉県越谷市の越谷霊廟で展墓をおこなった。

松尾三郎元理事長没後30年展墓

昭和45年4月から昭和58年3月まで理事長を務めた松尾三郎氏が、平成元年5月30日に逝去して平成31（令和元〈2019〉）年4月で30年を迎えた。これにともない、命日である同年5月30日に、佐柳正三理事長、大村秀司常務理事、坂口吉一常任顧問が、目黒区の円融寺で展墓をおこなった。

鳥居泰彦元理事の逝去

慶應義塾の元塾長で、文部科学省中央教育審議会初代会長や日本私立学校振興・共済事業団理事長などを歴任し、平成23年4月から平成31年4月まで本法人理事を務めていた鳥居泰彦本法人顧問が、令和元年7月1日に逝去した。82歳。

吉川泰雄元学長没後20年展墓

昭和50年1月から同年3月までは学長代行として、また同年4月から昭和62年3月まで学長を務めた吉川泰雄氏が、平成12年1月31日に逝去して令和2年で20年を迎えた。これにともない、命日である同年1月31日に、針本正行学長が八王子市の浄福寺で展墓をおこなった。

宇梶輝良元理事長没後10年展墓

平成11年4月から平成22年1月まで理事長を務めた宇梶輝良氏が、平成22年4月2日に逝去して令和2年4月で10年を迎えた。これにともない、命日である同年4月2日に、佐柳正三理事長、大村秀司常務理事、坂口吉一常任顧問が、東村山市の徳蔵寺で展墓をおこなった。

石川岩吉元理事長・学長没後60年展墓

終戦直後の昭和21年8月から昭和34年9月まで理事長と学長を務め、「國學院中興の祖」と称される石川岩吉氏が、昭和35年6月6日に逝去して令和2年6月で60年を迎えた。これにともない、同年6月8日に、佐柳正三理事長、針本正行学長、大村秀司常務理事が、文京区の護国寺で展墓をおこなった。

木村好成理事の逝去

学校法人國學院大學栃木学園理事長で、平成11年4月から本法人理事を務めていた木村好成氏が、令和2年11月14日に逝去した。88歳。

佐々木周二元理事長没後10年展墓

昭和62年4月から平成11年4月まで理事長を務めた佐々木周二氏が、平成23年4月26日に逝去して令和3年4月で10年を迎えた。これにともない、命日である同年4月26日に、佐柳正三理事長、大村秀司常務理事、および佐々木元理事長が礎を築いた國學院大學久我山中学・高等学校の前校長である今井寛人理事、國清英明校長、高橋秀明副校長らが、府中市の多磨霊園で展墓をおこなった。